

平成29年西尾市監査委員公表第19号

個別外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の4第6項で準用する同法第252条の3第6項の規定により、西尾市長から通知がありましたので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成29年 5月 8日

西尾市監査委員 角 谷 孝 二
西尾市監査委員 颯 田 栄 作



西 総 第 13 号

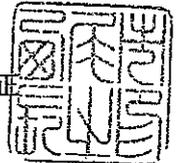
平成29年4月28日

西尾市監査委員

角 谷 孝 二 様

颯 田 栄 作 様

西尾市長 榊 原 康 正



個別外部監査結果に基づく措置について（通知）

平成29年3月15日付けの個別外部監査の結果に関する報告における監査の結果について、次のとおり措置を講じたので、地方自治法第252条の41第6項で準用する同法第252条の38第6項に基づき、通知します。

部局名	監査の結果	措置の内容
資産経営 戦略局	<p>【指摘事項】 (事実) 関連資料を確認すると、前回打合せ以降の設計図書の変更内容が、監視結果報告に記載されていない個所がある。</p> <p>(問題の所在) 設計図書作成段階での変更プロセスの可視化（議事録等への記載）が図られていない。</p> <p>(提案) 市の設計監理業務について、設計図書の調整経過を正確に確認するしくみの構築が必要であることから検討されたい。</p>	<p>議事録における記載内容と設計図書で示される記載内容をリンクさせることができるように記事録の様式を変更して現在作成しております。</p> <p>質問・要望事項に対する回答・進捗を表にします。表にすることにより、回答忘れや調整経過が確認でき、前回からの変更点、修正点も記入することにより、市と事業者との情報の共有を図ります。</p>

